

KNC NETWORK NEWS

2018年7月14日 発行

経営一言:「サービスが先、利益が後」

(「クロネコヤマト宅急便」の生みの親・ヤマト運輸 小倉 昌男氏)

一所长コメント:常に相手の立場を理解し、行動すると問題も起こらず、又、問題も解決する。正に損して得を取れです。自分の都合だけを考えて、商売を続けていると、お客様は逃げてしまい、会社は駄目になります。—



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

気になる記事: 豪雨被害、平成で最悪。西日本、治水の想定上回る。

西日本を襲った記録的豪雨は、平成に入って最悪の豪雨災害となった。高速道路の通行止めや鉄道の運休も続いており、企業活動への影響が長引くことも予想される。想定を超える量の雨で、河川が氾濫する災害は近年相次ぎ、ソフト面を含めた新たな水害対策が求められている。気象庁は、今回の災害を「平成30年7月豪雨」と命名した。同庁は、「数十年に一度の重大な災害が予想される」として「大雨特別警報」を発令。

駐車違反の罰金 《税務》

反則金を営業マン個人ではなく会社が負担することもあります。ですが、駐禁に限らず、交通違反の反則金を会社が支払った費用は基本的に経費としては認められません。これだけ取り締まりが厳しくなったいま、スピード違反はともかく、駐車違反は営業行為に付随するものと言いたくもなりますが、やはりそれは認められません。反則金や罰金が税金を減らせる効果を生むというのはおかしいという理屈からです。もし、どうしても損金にしたいと考えるなら、違反をした社員に給与として支払う方法が考えられます。賃金の経費計上はなんら問題ありません。ただし、社員本人には源泉所得税の対象となることは想定しなければなりません。さらに、違反が社長であった場合はどうでしょうか。経営者の報酬は基本的に定額であるため、反則金を上乗せすれば定額が崩れてしまいます。そのため、社長の反則金は、会社が負担して損金不算入とするか、社長個人の懐から支払うしかありません。

徳のある経営者 《経営》

商店街の会長や会社の社長等に、始めて接した時によく経験する事です。「この人は大勢の異なる意見をすべて受け入れて、最後は皆が納得して付いて来る」と。これが人間の徳であると感心してしまいます。『大学』(金谷治訳注、岩波文庫)に、「富は屋を潤(うる)おし、徳は身を潤す。心広ければ体も胖(おおい)なり」とあります(財産ができると家屋もその恩沢をうけるように、内に徳ができると人の身体もその潤いを受ける。心が公明正大であると肉体もおおらかになる)。このような人には、皆が尊敬する徳があると思ってしまう。

ところで、「人の徳」はどのように形成されて、どんな内容なのでしょう(三省堂国語辞典:徳とは、心が正しくて、おこないが人の道にあっていること)。

徳の習得は次のように考えることができるのではないのでしょうか。(1)広い見地で物事を判断する事を心掛け、その為の知識や体験を積極的に習得する努力をする。学問修養を積む為、書物や経験等から学ぶ姿勢を明確に持つ。(2)正しい物事の思考法を習得する。例えば何か観察したり判断したりする時、一面だけではなく、大局的見地から長い目で見るという態度である。(3)怒り・不安・恐怖・軽蔑・激情等の言葉や表情は人を遠ざけ、笑顔・温和な表情等には人が寄って来る事を承知している。

訪問時の手土産、打合せ費用で会議費計上 《税務》

取引先へ訪問する際の手土産代は、一般的に「贈りもの」という意味合いが強いため、「交際費」勘定で経理処理することが多いでしょう。しかし、商談などの打合せで「貴社は場所を提供してください。茶菓子は弊社で用意しますので」といった具合に打合せ用のものとして会議に関連して提供すれば、会費として計上することも可能です。

ただ、いくら会議用だからといって、このときばかりに高級菓子を購入すれば、それはそれで問題が生じます。一般的には、通常の会議や打ち合わせの時の茶菓子として「相応の金額」であれば会議用として差し支えないとされていますが、不相応に高価な茶菓子は会議用というより贈答という色彩が濃くなるので注意したいものです。

さらに、誤解のない処理も大切で、打合せのために茶菓子を持参するときは、あらぬ誤解を受けないためにも、「手土産代」と書かないで、「訪問先名」と「打合せ菓子代」であるということを目倒がらずに記して、書類に残しておくべきです。特に、持参する時期が盆暮れであれば、お中元、お歳暮品と判断されることもあります。

もちろん、資本金が1億円以下で、かつ資本金5億円以上の会社の子会社でない中小企業であれば、800万円までは交際費としても損金計上ができ、交際費課税のない個人事業者にとっても、小細工をしてまで会議費にする必要はありません。

役員報酬の一部を未払い、源泉徴収額の計算方法は? 《税務》

役員報酬の一部の支払いを止めた際の会社の源泉徴収税額は、元々支払うはずだった報酬を「給与所得の源泉徴収税額表」に当てはめて算出した額に、「引き下げ後の報酬額÷元々支払うはずだった報酬額」を掛けて算出します。引き下げ後の報酬額を税額表に当てはめて計算すると徴収額に誤りが生じるので注意が必要です。

支払いをストップしたまま1年が経過した場合、その時点で支払いをしたものとして源泉徴収をしなければなりません。

年末に未払い分が残っているのであれば、その未払となっている金額も年間の給与の支払い金額に含めて年末調整をします。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。